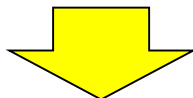


第六次茨城県薬物乱用防止五か年戦略

[戦略期間：2024年4月から2029年3月]

基本目標 世界的な薬物乱用問題の解決に向け、関係機関が一体となって総合的な対策を講ずる。



目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた県民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

薬物乱用を未然に防止するため、特に青少年を中心に薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識させるべく、学校等と連携して薬物乱用防止教室を開催するなど、積極的な広報・啓発を推進することが必要不可欠である。

このため、薬物乱用に関する基礎知識及び薬物の具体的な危険性・有害性、薬物乱用への勧誘に対する対応方法等について、啓発対象者の属性に応じた訴求力の高い広報媒体を利用し、科学的知見を理解しやすい内容にする。加えて、関係機関が統一的な方針のもとに、必要に応じて連携して活動するなどして、以下の対策を講じることとする。

対策（1）

学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実

【保健医療部薬務課】

- ・ 公立、私立学校における薬物乱用防止教室の実施を推進する。
- ・ 大学等の学生を対象に、キャンペーンを実施するとともに、大学等に講習会の開催を促し、講師派遣に応じる。
- ・ 学校が開催する薬物乱用防止教室に派遣する薬物乱用防止対策班員、薬物乱用防止指導員及び民間関係団体のスキルアップを図るため、研修会等を開催する。
- ・ 茨城県薬物乱用防止指導員が実施する薬物乱用防止教室で使用する資材や研修資料の充実を図る。
- ・ 児童生徒、保護者等対象者に応じた啓発資材を配布する。
- ・ 市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）対策として、若年者向けの啓発資材を作成し、相談窓口の周知やオーバードーズの危険性を啓発する。

【福祉部障害福祉課】

- ・ 精神保健福祉センターにおいて、学校の関係者及び児童・生徒に対し薬物依存に関

する知識の啓発を図るため講話を行う。
【教育庁私学振興室】 ・薬物乱用防止に関する指導の徹底について、各私立学校に周知し、薬物乱用防止の指導の徹底を図る。 ・児童生徒が、薬物乱用の危険性、有害性を正しく認識する機会となるよう、薬物乱用防止教室の実施について各私立学校あて依頼する。
【教育庁義務教育課】 ・教職員を対象とした薬物乱用防止に向けた研修の実施により、教職員の指導力の向上を図る。 ・「薬物乱用防止教室」等の実施をととして、児童生徒が薬物乱用の危険性・有害性の理解を深める機会を設定するよう指導する。 ・年数回、長期休業前に各学校に生徒指導に関する通知文を配付し、その中で薬物乱用の危険性について児童生徒への指導を徹底するよう指導する。
【教育庁高校教育課】 ・教職員を対象とした薬物乱用防止に向けた研修の実施により、教職員の指導力の向上を図る。 ・「薬物乱用防止教室」等の実施をととして、児童生徒が薬物乱用の危険性・有害性の理解を深める機会を設定するよう指導する。 ・年数回、長期休業前に各学校に生徒指導に関する通知文を配付し、その中で薬物乱用の危険性について児童生徒への指導を徹底するよう指導する。
【教育庁保健体育課】 ・小学校・中学校・高等学校における「薬物乱用防止教室」の開催を推進する。 中学校及び高等学校は、年1回は同教室を開催するように通知する。 小学校では、地域の実情に応じて、同教室の開催に努めるよう通知する。 警察職員や薬剤師、薬物乱用防止指導員等に協力を要請する。 ・教員等を対象とした各種研修会において「薬物乱用防止教室」開催の推奨や指導方法について周知する。 ・薬物乱用防止指導員等を対象とする講習会において、学校の実情を説明していく。
【県警人身安全少年課】 ・教育庁及び各学校等と連携して、視聴覚に訴えた薬物乱用防止教室を実施し、薬物の有害性・危険性を十分に理解させるとともに、「薬物乱用の誘惑に負けない3つの行動」を軸に薬物乱用に関わらない生活態度を身につけさせ、乱用防止を図る。

対策（２）

有職・無職少年に対する啓発の強化

【保健医療部生活衛生課】 ・茨城県生活衛生営業指導センター及び県内の生活衛生同業組合並びに茨城県ビルメンテナンス協会に対し、啓発活動への協力を要請する。 ・県内の理容師・美容師養成施設に対し、生徒を対象とした薬物乱用防止対策の協力要請を行う。
【保健医療部薬務課】 ・有職・無職少年が集まりやすいイベント会場等において啓発活動を行う。 ・有職・無職少年が集まりやすい、運転免許センター、自動車教習所、ハローワーク、就労支援センター等に、啓発ポスターやパンフレットを設置する。 ・新入社員等への啓発を希望する企業に対して、啓発資材を配布する。
【福祉部青少年家庭課】 ・県内市町村で行っている街頭などにおける青少年への声かけ、相談活動や「青少年の健全育成に協力する店」登録等活動の際に薬物乱用防止の啓発を行うことを、県内市町村関係各課や茨城県青少年相談員連絡協議会に対し協力依頼する。
【産業戦略部労働政策課】 ・いばらき就職支援センターに啓発冊子を設置し、利用者に対して薬物乱用防止の普及啓発を行う。
【県警薬物銃器対策課】 ・関係機関と連携して街頭キャンペーンを実施し、有職・無職少年に対して薬物乱用防止の広報・啓発を推進する。
【茨城労働局】 ・労働局（総合労働相談コーナー・ハローワーク）においては、労働相談や職業相談において、若年者・青少年に対し、薬物について話があった際には、厚生労働省作成の「薬物乱用防止読本」を活用して、啓発指導を実施する。
【水戸少年鑑別所】 ・在所者の居室に、茨城県から配布された薬物乱用防止読本等のパンフレットを備え付け、在所者に対して閲読するよう促す。加えて、大麻や危険ドラッグ等の多様化する乱用薬物の防止に関する啓発を強化する。

対策（３）

国際的な人の往来の増加に向けた海外渡航者に対する広報・啓発活動の推進

【保健医療部薬務課】 ・茨城県旅券室を通じて、パスポートを申請する県民に対し、啓発を行う。 ・茨城空港でキャンペーンを行い、茨城空港から海外へ渡航する人を対象に啓発を行う。
--

【県警薬物銃器対策課】

- ・ 県警ホームページ、SNS を利用して、海外渡航者等に向け、違法薬物の危険性、海外での違法薬物の所持、密輸等の危険性や大麻を原料とする食品等の持ち帰りに関する注意喚起を行う。

対策（４）**県民全体の規範意識の向上に向けた広報・啓発活動の推進****【保健医療部生活衛生課】**

- ・ 目標 1 対策 2 に同じ

【保健医療部医療人材課】

- ・ 看護学生の薬物乱用防止への理解が深まるよう、県内の看護師等養成施設に対し、授業の一環として行われる覚醒剤等の薬物・法規等に関する教育を通じた啓発について、引き続き協力を要請する。

【目標】

看護師等養成所 20 校

（大学を除く）

高等学校（看護科） 2 校

22 校（予定）／年

- ・ 県内の理学療法士等の医療従事者養成所に対し、学生を対象にした薬物乱用防止指導を要請する。

【目標】

理学療法士養成所 2 校

作業療法士養成所 1 校

言語聴覚士養成所 1 校

歯科衛生士養成所 4 校

歯科技工士養成所 1 校

救急救命士養成所 2 校

計 11 校

【保健医療部薬務課】

- ・ 薬物の危険性・有害性等の科学的知見に基づき、対象者の年齢層に応じて、パンフレットなどの啓発資材を作成し、広く配布する。また、青少年の目に触れやすいウェブサイト等を活用するとともに、薬物の危険性・有害性を印象づける画像等を用いるなど啓発を強化する。
- ・ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動等を通じ、啓発を強化する。

・市町村等と連携を図り、不正大麻・けし撲滅運動を強力に推進する。
【福祉部障害福祉課】 ・障害福祉課、精神保健福祉センターにおいてホームページや SNS などを通じて薬物依存に関する普及啓発と、相談窓口、薬物依存症に対応可能な医療機関、自助グループ、回復支援施設の周知を行う。 ・精神保健福祉センターにおいて、一般県民が参加可能な薬物依存症に関する研修・セミナーを開催する。
【福祉部青少年家庭課】 ・「青少年の健全育成に協力する店」の登録を推進し、青少年を取り巻く社会環境の健全化と非行防止について事業者に協力を依頼する。 ・「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」に基づいて市町村が行う薬品販売業者等への立入調査及び指導に対して、県が適切な情報提供や助言を行うこと等により、乱用のおそれのある指定薬品類等の青少年への販売規制の徹底を図る。 ・薬物の使用を促すなど法令違反を助長する図書等について「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」に基づき、有害図書等の指定を行う。 ・青少年相談員等が行う地域の見守り活動などを通じて、青少年に積極的に声かけを行い、地域の大人と青少年との関係づくりに努めることにより、地域の教育力を高め、青少年が薬物乱用などの非行に走りにくい環境づくりを進める。 ・県内市町村で行っている街頭などにおける青少年への声かけ・相談活動や「青少年の健全育成に協力する店」登録等活動の際に薬物乱用防止の啓発を行うことを、県内市町村関係各課や茨城県青少年相談員連絡協議会に対し協力依頼する。 ・各市町村では、「青少年の健全育成に協力する店」の年度末登録店舗数の集計結果を基に次年度の登録活動の参考とし、啓発活動の一層の充実を図る。
【教育庁生涯学習課】 ・子どもの安全確保を図るために県警や警察庁の薬物乱用防止サイトQRコード等を記載したPTA指導者研修資料を作成し、県ポータルサイト「家庭教育応援ナビ」に掲載するとともに、研修会での活用を促進し、家庭・地域が一体となって薬物根絶意識の醸成を図る。
【教育庁義務教育課】 ・各学校に対して、薬物乱用防止指導員協議会やライオンズクラブ等の民間啓発団体と連携し、地域の実情に応じた啓発活動の充実を図るよう指導する。 ・各学校で実施しているさわやかマナーアップ運動をとおして、学校・家庭・地域社会が連携して、マナーアップに向けた取組を実施し、規範意識の高揚や公共のマナーの向上を図る。 ・毎年11月に実施している「さわやかマナーキャンペーン」（幼稚園、小学校・特

別支援学校)、「さわやかマナーアップキャンペーン」(中学校・高等学校)の中で、薬物乱用防止の啓発を図る。 ・子どもホットラインやいじめ・体罰解消サポートセンター等、相談窓口の周知を図り、薬物乱用の未然防止、早期発見・早期解消を図る。
【教育庁高校教育課】 ・各学校に対して、薬物乱用防止指導員協議会やライオンズクラブ等の民間啓発団体と連携し、地域の実情に応じた啓発活動の充実を図るよう指導する。 ・各学校で実施しているさわやかマナーアップ運動をとおして、学校・家庭・地域社会が連携して、マナーアップに向けた取組を実施し、規範意識の高揚や公共のマナーの向上を図る。 ・毎年11月に実施している「さわやかマナーキャンペーン」(幼稚園、小学校・特別支援学校)、「さわやかマナーアップキャンペーン」(中学校・高等学校)の中で、薬物乱用防止の啓発を図る。 ・子どもホットラインやいじめ・体罰解消サポートセンター等、相談窓口の周知を図り、薬物乱用の未然防止、早期発見・早期解消を図る。
【営業戦略部営業企画課】 ・各種広報媒体を通じて、麻薬や危険ドラッグ、覚醒剤等の有害性を周知するなど、乱用防止のための啓発を推進する。 ＜利用広報媒体＞ 県広報紙「ひばり」、県ホームページ、SNS、新聞、ラジオ等
【県警人身安全少年課】 ・若者による大麻事犯が高止まり傾向にあることから、大麻の有害性・危険性について正しく理解させるため、若者に親和性のある広報媒体を活用した広報・啓発を強化する。また、覚醒剤など他の薬物についても同様とし、青少年の規範意識向上を図る。
【県警薬物銃器対策課】 ・薬物の危険性・有害性等の科学的知見を関係機関と共有し、広報・啓発資材に反映させることで内容の充実を図る。 ・県警ホームページ、SNS等、青少年の目に触れやすい広報媒体を活用するとともに、薬物の危険性・有害性等を強く印象付ける画像を用いるなど、手法を工夫した啓発活動を強化する。 ・効果的な啓発を実施するため、県内の薬物乱用情勢に即した啓発内容を関係機関等と共有する。 ・薬物乱用防止教室等を通し、薬物乱用防止の広報・啓発活動による効果の検証を行い、広報・啓発施策の一層の充実を図る。

目標２ 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関は、いまだ十分とは言い難い状況にあり、薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等で治療・支援を受けた者の割合は低調に推移している。

これらの課題に対応するため、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関の更なる充実を図るとともに、刑事司法関係機関、地域社会の保健医療機関等の各関係機関が、“息の長い”支援を実施できるよう、連携体制を更に強化していく必要がある。

対策（１）

薬物依存症者等への医療提供体制の強化

【福祉部障害福祉課】

- ・ 障害福祉課において、薬物依存症の専門医療機関及び治療拠点機関の選定を行う。
- ・ 国立病院機構、精神保健福祉センター等が主催する研修への参加を促進し、依存症に関わる医療従事者の人材育成を図る。

【病院局経営管理課】

- ・ 急性期の解毒、離脱症状、重複障害に対する入院治療をはじめ、認知行動療法に基づく治療回復プログラムの充実を図る。

対策（２）

刑事司法関係機関等が連携した社会復帰に繋げる息の長い指導・支援の推進

【福祉部福祉政策課】

- ・ 「茨城県再犯防止推進計画」に基づき、刑事司法関係機関や民間団体等で構成された茨城県再犯防止推進協議会の委員と連携し、社会復帰につなげる指導・支援の推進を行う。

【県警薬物銃器対策課】

- ・ 薬物事犯により検挙した執行猶予判決が見込まれる者、保護観察の付かない執行猶予判決を受けた者等に対して、再乱用防止に向けたリーフレット「相談してみませんか」を配付し、相談の促進を図る。

【水戸保護観察所】

- ・ 薬物再乱用防止プログラムを特別遵守事項に義務付けて実施するとともに、同プログラムに基づく指導を義務付けられない者に対しては、自発的意思の基づく簡易薬物検出検査を受けるよう働きかける。

- ・薬物依存のある保護観察対象者に対し、必要に応じて茨城県立こころの医療センター等における医療や茨城県精神保健福祉センター等における支援を受けるよう働きかける。
- ・刑事施設の満期出所者など更生緊急保護の対象となる薬物事犯者等に対し、必要な支援を実施する。
- ・薬物再乱用防止プログラムに大麻に関する指導項目を新設し、大麻事犯者の特性に対応した処遇の充実を図る。

【水戸少年鑑別所】

- ・薬物乱用歴やその後遺症が認められる在所者に対しては、必要に応じて医療機関を受診させる。
- ・薬物非行がある在所者や継続的な薬物使用が認められる在所者に対しては、薬物非行の調査（アセスメントツール）を活用し、薬物使用歴、薬物依存に関する問題性、処遇に対する動機付け等を把握して、改善更生のための処遇指針を策定し、少年院や保護観察所などの関係機関に確実に引き継ぐ。
- ・少年院や保護観察所等の処遇機関から依頼を受けた場合、処遇経過における薬物乱用に係る対象者の問題性の改善の程度等を把握して、改善更生のための処遇指針を策定して、依頼元機関に引き継ぐ。

対策（３）

地域社会における本人・家族等への支援体制の充実

【保健医療部薬務課】

- ・精神保健福祉センターに専門相談員を配置して、薬物依存症者やその家族からの薬物相談に対応するとともに、リーフレットを配布するなど、薬物の相談窓口の周知を図る。
- ・保健所及び薬務課に相談窓口を設置し、薬物乱用防止に関する一般相談に応じる。

【福祉部福祉政策課】

- ・「茨城県再犯防止推進計画」に基づき、刑事司法関係機関や民間団体等で構成された茨城県再犯防止推進協議会の委員と連携し、地域社会における本人・家族等への支援体制の充実を図る。

【福祉部障害福祉課】

- ・相談拠点機関である精神保健福祉センターにおいて、薬物相談支援事業を行う。
- 1 個別相談の実施
- 電話相談：随時
- メール相談：随時
- 来所相談：月６回

水戸（センター）毎月第１・３木曜日 県北（日立保健所）毎月第１金曜日 県西（筑西保健所）毎月第２金曜日 県南（竜ヶ崎保健所）毎月第３金曜日 鹿行（潮来保健所）毎月第４金曜日 ２ 家族教室の開催 水戸（センター）毎月第１木曜日 県西（筑西保健所）毎月第２金曜日 ３ 薬物依存症回復プログラムの実施 毎週水曜日 ４ 薬物依存症者の社会復帰等を行っている民間団体の活動との連携を図る ・精神保健福祉センターにおいて保護観察所薬物引受人家族会への協力を行う。 １ 個別相談 年４回程度 ２ 講義 年４回程度 ・関係機関の連携を図るための会議を開催 年２回程度	【病院局経営管理課】 ・薬物問題に対する専門的な治療の場である、こころの医療センターの依存症関連問題外来の周知に努めるとともに、相談者に対して病態の的確な評価や、治療とリハビリテーションの提案をするなど、治療体制の充実を図る。 ・家族に対し専門的な相談の場を提供し、患者家族による継続的な相談や家族自身の回復について提案・支援を行うために、家族教室の継続・充実を図る。 ・依存症の正しい理解のための啓発活動を行う。 【県警人身安全少年課】 ・薬物乱用により検挙された少年が再び乱用しないように保護者の理解と協力を得た上、個々の少年の状況に応じた立ち直り支援活動を推進する。 【県警薬物銃器対策課】 ・薬物問題を抱える当事者及びその家族からの相談に対し、適切な対応を行うとともに、冊子の配付や関係機関の教示を行う。 【水戸保護観察所】 ・薬物依存のある刑務所出所者等の引受人・家族等に対し、薬物乱用の有害性及び当該刑務所出所者等への対応等に関する知識を付与するための講習会・相談会を実施する。
---	---

- ・法務省及び厚生労働省により策定された「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、医療・保健・福祉機関や民間支援団体との一層の連携を図る。
- ・薬物依存のある保護観察対象者が当該依存に至った自己の問題性について理解を深めるとともに、規制薬物等に対する依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法を習得することを目的とした薬物依存回復訓練の実施について、民間の薬物依存症リハビリテーション施設等に委託する。

【水戸少年鑑別所】

- ・地域援助において、薬物乱用に関する問題についての相談を受け付けた際には、必要な助言や指導を行うとともに、ケースに応じて専門の治療機関を紹介する。その他の問題で相談を受け付けた場合にも、薬物乱用の危険性に関する助言を積極的に行う。

対策（４）

薬物依存症に関する正しい理解の促進

【保健医療部薬務課】

- ・専門相談員を設置した精神保健福祉センターを薬物相談窓口の中核として、薬物依存症者やその家族からの相談に応じる。
- ・児童自立支援施設等において、薬物乱用歴がある少年に対し、薬物乱用防止の教育の充実を図る。

【福祉部障害福祉課】

- ・精神保健福祉センターにおいて、薬物問題に関わる保健・福祉・医療などの関係者の研修を行い、職員の資質の向上を図る。
 - 1 依存症研究会
 - 2 アディクション専門研修
 - 3 関係職員向けの教育研修（基礎講座）
 - 4 アディクションフォーラム
（依存問題の当事者中心の啓発研修会）
 - 5 随時、地域の関係機関から依頼される研修会

【県警人身安全少年課】

- ・薬物乱用防止教室等において、薬物の有害性・危険性とともに、薬物依存症に対する正しい知識を浸透させる。

対策（５）

薬物乱用の実態や再乱用防止に向けた効果的なプログラムに関する研究の推進

【保健医療部薬務課】

- ・薬物乱用の実態把握に向け、関係機関等からの情報収集に努める。
- ・市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）対策として、県内における薬物乱用の調査を実施する。

【病院局経営管理課】

- ・当院における治療データを収集・分析し、今後の治療体制の検討を行うとともに、研究・発表に積極的に取り組む。

【水戸保護観察所】

より効果的な薬物の再乱用防止施策を推進するためには、薬物乱用実態の把握が必要であるとともに、薬物依存症の治療及び社会復帰支援の効果の測定が不可欠であることから

- ・刑事施設及び保護観察所における処遇プログラム及び地域の保健・医療機関等における支援等を受けることによる効果等を検証する。

目標３ 国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

不正薬物の流通等を阻止するためには、薬物の供給源となる薬物密売組織を壊滅するとともに、末端乱用者に対する取締りを徹底する需給両面からの対策が必要であり、暴力団等の薬物犯罪組織の実態やその相互の結節点の解明、末端乱用者から入手先への捜査、巧妙化する密売手口等の情報収集や分析等を関係機関が連携して推進する必要があることから、以下の対策を講じることとする。

対策（１）**暴力団、準暴力団等及び国際犯罪組織の薬物密売対策の推進****【県警薬物銃器対策課】**

- ・末端乱用者からの突き上げ捜査等により、暴力団、準暴力団等の薬物密売組織による薬物密売の実態を解明し、首領、幹部等の中枢に位置する者の検挙を推進する。
- ・組織的な薬物密売の実態解明を推進するため、情報を集約・分析して、取締りの強化を図る。
- ・不法滞在外国人に関する情報を収集・分析し、関係機関と連携した取締りを強化する。
- ・関係機関等との会議を通じて、国際犯罪組織の構成員、役割分担、密売手口などに関する情報を交換・共有し、連携を強化するとともに、取締りを推進する。

- ・通信傍受、コントロールド・デリバリー捜査等の各種捜査手法により効果的な活用を図るとともに、取締り、視察内偵等のための装備資機材の効果的な活用を図る。
- ・薬物密売等の事犯について、営利性、常習性等の立証に努め、麻薬特例法を適用するなど厳正な科刑の獲得に努める。
- ・事件捜査等を通じて薬物密売組織、薬物密輸ルート、資金の流れ、連絡手段等について解明を図る。

【東京出入国在留管理局】

- ・不法滞在者の効果的な摘発に向け、引き続き関係機関との緊密な連携強化に努める。

【茨城海上保安部】

- ・関係機関において薬物を専門とする捜査、情報分析、鑑定等の組織体制を強化する。
- ・関係機関と情報共有をし、薬物密売に関わる暴力団等に情報を集約・分析して取締りに活用する。

対策（２）

薬物犯罪収益対策の推進

【県警薬物銃器対策課】

- ・薬物犯罪収益等に係る実態解明を推進して、薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為の発見に努める。

対策（３）

巧妙化・潜在化する密売事犯への対応

【県警薬物銃器対策課】

- ・インターネット・ホットラインセンター（ＩＨＣ）等からの通報及びサイバーパトロールによる、薬物密売に関する違法情報の収集を推進する。

【東京出入国在留管理局】

- ・悪質巧妙化する不法滞在事案に対し、情報収集・調査分析に努め、関係機関との連絡調整を図ることにより、効果的な摘発を実施する。

【茨城海上保安部】

- ・各国・地域の捜査機関から、課題となっている密売手口やその対策等に関する情報を収集する。
- ・関係機関とともに薬物事犯等不良外国人の取締りを積極的に行い、迅速な退去強制手続に努める。

対策（４）

大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底

【県警薬物銃器対策課】

- ・大麻をはじめとする薬物乱用の傾向等を分析し、末端乱用者に対する取締りを徹底する。
- ・乱用の拡大が懸念される薬物事犯を対象として、より重点的に取締りを実施する。

対策（５）**未規制物質等に対する情報収集と迅速な規制等の推進****【保健医療部薬務課】**

- ・茨城県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定により、危険ドラッグの市場流通を排除する。
- ・危険ドラッグの試験検査を実施し、県警や他県と情報共有のもと、危険ドラッグの市場流通を排除する。

【県警薬物銃器対策課】

- ・新たな形態の規制薬物や未規制薬物について、関係機関を通じて情報共有を図る。

【茨城海上保安部】

- ・新たな形態の規制薬物や未規制物質について、関係機関を通じて情報を共有する。

対策（６）**正規流通麻薬、向精神薬等に対する監督強化****【保健医療部薬務課】**

- ・乱用・依存患者の増加が懸念されている向精神薬に係る多重受診及び偽造処方箋対策を強化する。
- ・関東信越厚生局麻薬取締部と合同で立入調査を実施する。
- ・医療機関、取扱業者、薬局等の立入検査を強化し、麻薬、向精神薬、覚醒剤剤原料等の不正流通防止の徹底を図る。
- ・市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）対策として、濫用のおそれのある医薬品の販売規制について、研修や定期的な立入検査を通じて、なお一層の指導徹底を図る。

<立入検査計画>

	実施 目標	(R5 参考)
麻 薬	1回／3年	2,292
向精神薬	1回／5年	5,431
覚醒剤	1回／2年	13
覚醒剤原料	1回／5年	5,168
大 麻	1回／1年	6
け し	1回／1年	2

【県警薬物銃器対策課】

- ・医療用麻薬、向精神薬等の不正流通等を確認した際に、関係機関と連携の上、積極的に取締りを実施する。

目標４ 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

薬物乱用を防止するためには、需要の根絶を図るとともに、その供給を遮断することが肝要である。覚醒剤を始め、我が国で乱用される薬物のほとんどは海外から密輸されたものと考えられ、水際での押収量は、7年連続1トンを超えていることから、国内の根強い薬物需要がうかがえる。

このような不正薬物の密輸阻止に向けた水際対策の徹底を図っていくためには、密輸等に関する情報収集・分析能力を高めるとともに、関係機関が連携して水際における薬物取締体制を強化する必要がある。

このため、関係機関による密接な連携の下、以下の対策を講じることとする。

対策（１）**密輸等に関する情報収集の強化****【県警薬物銃器対策課】**

- ・薬物相談電話である「薬物乱用１１０番」を積極的に広報するとともに、あらゆる機会を利用し、県民から広く密輸等の情報を求める活動を強化する。
- ・漁業関係者等との連携を通じて、密輸関連情報の提供を要請するなど通報体制を確立する。
- ・検挙被疑者の突き上げ捜査等による核心をついた密輸情報の入手に努める。
- ・薬物密輸入を想定した関係機関合同取締訓練を実施するなど、関係機関との連携や能力向上に努める。

【鹿島税関支署】

- ・「税関協力員」及び「各関係団体」を通じ、税関業務についての理解を求めるとともに、積極的な協力要請及び情報収集を行う。

また、テレビ等のメディアや自治体広報誌の活用、税関展・税関教室を開催し、広く一般市民にも税関業務への理解及び密輸情報等の提供依頼を実施する。

【茨城海上保安部】

- ・関係機関からの情報収集、オープンソースを利用した情報分析を行い、流行している密輸ルートや密売手口に対する知見を深め、摘発に努める。
- ・マスメディア、ウェブサイト等を効果的に活用し、海の緊急通報用電話番号１１８

番等を積極的に広報するとともに、海の海事関係機関訪問時にリーフレットの配布、ポスター掲示を依頼し、一般市民から広く密輸等の情報提供を求める活動を強化する。

- ・関係機関との間で、薬物が積み出されるおそれのある国や地域、船舶、人等密輸情報等に関する情報の共有を図る。
- ・関係機関と連携して外国船に対する合同立入検査を実施し、密輸取り締まりの強化を図るほか、船員、代理店等から関連する情報の入手を行い、取締りに活用する。

対策（２）

薬物密輸ルートの解明と水際における取締体制の構築

【県警薬物銃器対策課】

- ・関係機関との緊密な協力を図り、各種捜査手法の向上に努める。
- ・新たな形態の密輸手口に関する情報共有を推進する。
- ・関係機関との会議等を通じて、海外で流行する乱用薬物に関する情報交換を図る。

【東京出入国在留管理局】

- ・個人識別情報を活用した厳格な上陸審査を行い、水際での不法就労及び薬物事犯等不良外国人の流入防止に努める。
- ・関係機関との連携を緊密にして、不法就労及び薬物事犯等に関係した要注意船舶に対する厳格な上陸審査に努め、薬物事犯等不良外国人に対する上陸防止措置を図る。

【鹿島税関支署】

- ・関係機関との連携強化を目的に、薬物等の密輸対策会議を開催する。
- ・旅客、乗組員等に対するリスク判定、情報分析を的確に行い、不正薬物・爆発物探知装置（TDS）等の検査機器を使用した重点的な取締を実施する。

【茨城海上保安部】

- ・関係機関からの情報収集、オープンソースを利用した情報分析を行い、流行している密輸ルートや密売手口に対する知見を深め、摘発に努める。
- ・マスメディア、ウェブサイト等を効果的に活用し、海の緊急通報用電話番号１１８番等を積極的に広報するとともに、海の海事関係機関訪問時にリーフレットの配布、ポスター掲示を依頼し、一般市民から広く密輸等の情報提供を求める活動を強化する。
- ・関係機関との間で、薬物が積み出されるおそれのある国や地域、船舶、人等密輸情報等に関する情報の共有を図る。
- ・関係機関と連携して外国船に対する合同立入検査を実施し、密輸取り締まりの強化を図るほか、船員、代理店等から関連する情報の入手を行い、取締りに活用する。

対策（３）

水際と県内の関係機関が連携した薬物取締りの徹底

【県警薬物銃器対策課】

- ・コントロールド・デリバリー捜査の積極的な活用に向け、関係機関が協働して、合同捜査を積極的に推進する。
- ・捜査等を通じて入手した情報を分析し、暴力団等と海外密輸組織の結節点を解明する。
- ・関係機関の緊密な連携により、捜査手法を共有し、薬物取締を徹底する。

【鹿島税関支署】

- ・関係機関と連携の上、船舶に対する船内検査等を実施し、専門性を活かした効果的な合同取締を実施する。

【茨城海上保安部】

- ・関係機関と連携し、薬物関連情報を共有して効果的な取締りを実施する。

対策（４）

国際的な人の往来の増加に向けた訪日外国人に対する広報・啓発活動の推進

【鹿島税関支署】

- ・茨城空港の出入国導線に規制薬物等のポスター等を掲示し、訪日外国人に対して規制薬物等の持込禁止に関する啓発活動を実施する。また、「ダメ絶対キャンペーン」に参加し、訪日外国人等に対する広報・啓発活動を実施する。

【茨城海上保安部】

- ・代理店や海事関係機関を通じ、フェリー等を利用する訪日外国人に対して、薬物の持込、所持等、禁止事項に関する啓発活動を実施する。

目標５ 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

違法薬物は大陸や海洋をまたぎ世界規模で取引され、国際的な犯罪組織の資金源とされている。我が国で乱用される薬物は、そのほとんどが海外から密輸入されるものであり、我が国への薬物仕出国や中継国は多様化してきていることから、薬物乱用防止対策として、海外の乱用情勢を把握し、各国・地域と連携して国際的な薬物取締網を構築することが重要である。

我が国は国際社会の一員として各国・地域と連携を強化し、上記の課題に対処し、国際社会での主導的役割を担うためにも、以下の対策を講じることとする。

対策（１）

国際的な取締体制の構築による県内への薬物流入阻止

【県警薬物銃器対策課】

- ・薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域及びその他の周辺諸国との情報交換及び密輸取締りの一層の強化のため、国際捜査共助や逃走犯罪人引渡しを積極的に活用しつつ、国際的な共同オペレーション（国際捜査協力）を推進する。

【茨城海上保安部】

- ・管区本部や本庁を通じ、海外の関係機関から薬物仕出国や密輸手法等に関する情報収集を行い、薬物流入阻止に効果的に活用する。

対策（２）

各国・地域における薬物乱用実態や取締方策の把握

【県警薬物銃器対策課】

- ・インターネット対策等をはじめとする各国・地域の薬物事犯に対する捜査手法について情報を収集し、活用する。

【茨城海上保安部】

- ・インターネット等を活用し、各国・地域の薬物事犯に対する捜査手法について情報収集し、活用する。

対策（３）

国際会議・国際枠組への積極的な参画

【茨城海上保安部】

- ・管区本部や本庁を通じ、積極的な情報収集を実施する。

対策（４）

主要な仕出国・地域等との協力体制の強化

【茨城海上保安部】

- ・管区本部や本庁を通じ、協力体制の強化を実施する。